

令和3年6月24日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合

担当：保健医療係

電話：06-6208-7592

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の
収入確認の特例について

標題について、本年の新型コロナウイルスワクチン接種業務は、例年になく対応として、期間限定的に行われるものであり、また、特にワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事業を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、被扶養者の収入確認の際に、年間収入に算定しないという特例が講じられることとなり、厚生労働省から令和3年6月4日付けで「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」及び「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&Aについて」の通知が発出されました。

これを受けて、次のとおり、医療職が新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、被扶養者の収入確認の際の収入には算定しないこととしますので、お知らせします。

つきましては、被扶養者の申告について、本通知文及び別添「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&A」をご参照のうえ、適切に申告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 特例の内容

(1) 対象者

ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）

(2) 対象となる収入

高齢者向けのワクチン接種が始まった令和3年4月からワクチン接種の実

施期間である令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金

(3) 内容

被扶養者の認定及び扶養状況確認調査（検認）における収入確認の際に、上記（1）の対象者が（2）で得た賃金は、被扶養者の収入として算定しないこととします。

なお、被扶養者の認定及び検認における収入確認の際に、ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市（区）町村、医療機関等）から発行された、ワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額を証する書類（以下「証明書類」という。）（様式1）の提出を求めますので、従事された際には事業者等に証明書類の交付を受けて、保管しておいてください。

2 留意事項

(1) 健康保険の被保険者の適用条件を満たす者の取扱い

健康保険の被保険者の適用条件（適用事業所に使用される正社員、同事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上所定労働時間がある短時間労働者等）に当てはまる者については、健康保険法上、健康保険への加入が義務づけられており、健康保険の被保険者となった場合には、被扶養者とはなりません。認定中の被扶養者の場合は、速やかに減員の申告をしてください。

(2) 通常の被扶養者の収入確認における取扱い

本特例については、今般のワクチン接種による特別の状況等を踏まえ、被扶養者の収入確認に係る取扱いとして、ワクチン接種業務に従事する医療職を対象に、臨時特例的かつ限定的に行いますので、通常の被扶養者の収入確認には適用しません。

一方で、新型コロナウイルス感染症の対応として、一時的に収入が増加し、収入基準を超える場合があることを踏まえ、認定中の被扶養者について、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わず、新型コロナウイルス感染症の対応として、認定時には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加した場合は、原則として減員の申告は不要とします。

ただし、昇給又は恒常的な勤務時間の増加を伴う場合など、雇用契約書等と照らし、総合的に将来収入の見込みが収入基準を超える場合は、現行どおり減員の申告をしてください。

別添「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&A」及び「被扶養者認定取扱基準」（当共済組合ホームページに掲載）も参照のうえ、引き続き適切な申告をお願いします。